

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十四第

行發日一月一年二十和昭

新年特別號

- 地方營業税の課税標準…………… 法學博士 神戸正雄
- 固定資本論の一節…………… 文學博士 高田保馬
- 土地所有の集中と分散…………… 經濟學博士 八木芳之助
- 大都市時代の出現と^{その可}能原因の考察…………… 濟經學士 中川與之助
- 經營協議會制度の成立…………… 經濟學士 大塚一朗
- 北支日系通貨に就て…………… 經濟學士 松岡孝兒
- アメリカ經濟の發達と通貨論争…………… 經濟學士 堀江保藏
- 統計・統計調査・統計教育…………… 經濟學博士 蜷川虎三
- 貿易と生産消費との關係…………… 經濟學博士 谷口吉彦
- 新國民主義と國民共同體…………… 經濟學博士 石川興二
- 金融の動きと銀行勘定の増減…………… 經濟學博士 小島昌太郎
- 新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

金融の動きと銀行勘定の増減

小島 昌 太 郎

金融の緩慢も逼迫も、ともに實質的に然る場合と、單に表見的に然るに止まる場合とがある。その實質的に緩慢となるは、資金の供給が實質的に増加する場合であつて、金の産出または輸入の増加、對外受取金の増加、政府支拂の増加に職由するのであり、その實質的に減少する場合といふは、これらの三つが右と反對の動きをなす場合である。

金融が表見的に緩慢となるといふは、資金の需要供給の動きに於て、主としてその局に當る所の銀行が、一般にその手許資金に餘裕あるにより、貸出増加の趨勢を見るに至りたる場合に於ては、一つの銀行の貸出が他の銀行の預金となる關係によりて、銀行の手許資金がその貸出によつて減少する筈なるに減少せず済むこととなり、元の餘裕のままの状態を繼續する場合のことである。金融の表見的なる逼迫といふは、これと全く反對に、手許資金の補充のために、貸出の回収をなしたるに、他の銀行の同様の回収のために、預金が引出されたまゝ還り來らず、手許資金の窮屈が繼續する場合のことである。

これらの實質的並びに表見的なる金融の緩慢逼迫については、嘗て述べたる所であるから、こゝにこれを反復

1) 本誌、第四十三卷、第三號

するを避けるけれども、かくの如き金融の動きは、今日の金融機構の發達したる社會に於ては、必ず銀行の何等かの勘定科目の増減となつて表はれるものである。

もし、我が國に於ける銀行機構の全面に亙り、その勘定科目を悉く列擧することを得て、これをその相互關聯の有様に従ひ、對照的に配列するの表を作成し、日々、或は少くとも月々に於けるそれらの金額の増減を記録することを得るならば、金融の緩慢逼迫の状態を一日の下に瞭然たらしむるを得るのみならず、またその緩慢逼迫が、實質的のものなるか、表見的のものなるかも明かになすことを得るであらう。

かくの如き對照表は、言はゞ金融の綜合的對照表とも名づけ得べきもので、金融界の寒暖計たり氣壓計たり濕度計たるものであつて、金融の操作統制には最も必要とする所のものである。そして、我が國の銀行勘定が、日本銀行、普通銀行、特別銀行、貯蓄銀行の總てに亙り、細大ともに委く、發表せられ居るならば、何人と雖もそれによつて、かゝる對照表を作成することは甚だ容易であらう。

併しながら、吾々が日常利用し得る所の新聞雜誌に公表せらるゝものは、これらの銀行の主要勘定だけである。その總ての勘定科目については、容易に材料として取扱ふことが出来ないのみならず、主要勘定の中にあつても、例へば、横濱正金銀行の外國爲替の買入及び賣渡の金額の如きは、國內金融の實質的増減を知るために頗る重要な勘定科目であるけれども、これらは一年二回の外は、公表せられないものである。従つて、吾々、局外の研究者にとつては、完全なる網羅的の綜合對照表を作成することは、甚だ遺憾ながら不可能である。

日常、新聞雜誌に公表せらるゝ所は、單に、主要勘定だけであるけれども、その省略せられたるものは、右の

外國爲替勘定を除いては、金額上重視するに及ばないものか、或は、資本金、積立金等の如く、平常あまり變動のなき科目である。それゆゑに、不完全ではあるけれども、新聞雜誌に公表せらるゝ勘定科目について對照表を作成し、その連続的なる變化を記録するならば、それによつても金融觀察の目的を達することを得るであらう。

二

金融の動きは、一見すれば、頗る複雑錯綜を極めて居るけれども、それは必ず金融機關を通じて行はるゝものであり、金融機關の中にも、特に銀行を経由して行はるゝものである。そして、銀行に於ては、金融上の動きは、必ず何等かの勘定科目に於て整理せられて居る。それゆゑに、これらの勘定科目に於ける金額の變化を見て、金融上の動きを知ることが得るのである。

また、金融の動きは、必ず、支拂をなすものと、支拂を受くるものとの對立に於て行はれる。支拂をなすものがあつて、これを受くるものがない、といふやうなことは決してこれなく、また、支拂を受くるものがあつて、支拂をなすものがない、といふやうなことも決してない。従つて、金融の動きは、相對應する二つの金融現象となつて表はれる。銀行に於ける勘定科目なるものは、銀行經營上の立場より、かくの如き金融現象の各々に對して、分類を施して、與へたる名稱である。従つて、銀行の勘定科目に基きて編成したる綜合的對照表は、金融現象の種類に應じて、その相互關聯の變化を明かならしむるものと見ることが出来る。

この目的のために編成したる金融の綜合的對照表は次の如くである。

この表は、大藏省銀行局が年二回發表する所の六月末及十二月末現在の全國銀行資産負債表に掲ぐる勘定科目

高金金金借定金金
行預預店
發座他預理備
券當の代勸本益
換府そ般及準
兌政政一他雜資諸利

行券金金金金金金
發債預預預預預
券債預預預預預
行金座當知期他
別銀公當特通定其借
特別銀行金座當知期他
特別銀行金座當知期他
特別銀行金座當知期他

金金金金金金
預預預預預預
預預預預預預
座當知期他
別當特通定其貯借
特別當特通定其貯借

日本銀行

特別銀行

普通銀行

借方
金貨 時定手付店
地ヶ一法付替代不勸濟失
貨助ヶ府府引國店及未
金補預公政政割貸外他動雜拂損

金通ン債債券債式形付付越券替貸返産定定金金
外ヶ及口一證 手貸貸貸價爲理諸勸
國一ル方 證 引形書座有國及承不勸濟失
現預地ヶ國地外社株割手證當貸外他支動雜拂損

金通ン債債券債式形付付越券替貸返産定定金金
外ヶ及口一證 手貸貸貸價爲理諸勸
國一ル方 證 引形書座有國及承不勸濟失
現預地ヶ國地外社株割手證當貸外他支動雜拂損

日本銀行

特別銀行

普通銀行

によつて編成したものであるが、その中のゴチックのものは日本銀行營業週報と毎月末全國銀行主要勘定調として、時々、新聞雜誌に發表せらるゝ勘定科目である。

この對照表は、我が中央銀行たる日本銀行と特別銀行及び普通銀行に於ける勘定科目を以て編成したのである。貯蓄銀行は、平常時に於ては、普通銀行に金融的聯絡をもつもので、その遊資は、後者に於ける預け金として保有するものである。従つて、貯蓄銀行を経由する所の金融の緩慢と逼迫とは、必ず普通銀行の勘定に於て表はれ

る。それゆゑに、日常、大體の金融の動きを見ることを目的とする金融の綜合的對照表の場合に於ては、貯蓄銀行は必ずしもこれを包含するに及ばないのである。

この對照表に於ては、勘定科目を簿記の整理法に従つて、借方と貸方とに分けて對應せしめたのであるが、その借方貸方といふことは、この場合に於て、特別の意味がある譯ではない。たゞ、左方の欄に屬するもの、右方の欄に屬するものといふことの代りに、借方若しくは貸方と名づけたに過ぎないのであつて、むしろ左方、右方と言つてもよいほどの意味である。

さて、この對照表に於ては、借方の或る一つの勘定科目に於ける金額の増加を惹き起す所の金融現象は、同時に、貸方の勘定科目の一つまたはそれ以上の科目の金額に於て同額の増加を惹き起すか、若しくは、借方の他の勘定科目の一つまたはそれ以上のもの、金額を、同額に於て減少せしむるか、或はまた、その金額に等しき額に於て、貸方の科目に於ける増加と借方の他の科目に於ける減少とに分れて表はれるものである。逆にまた、借方の或る一つの勘定科目の金額の減少を惹き起す所の金融現象は、前の場合の如く、貸方の科目に於ける同額の減少か、借方の他の科目に於ける同額の増加か、または、その金額が貸方の科目に於ける増加と借方の他の科目に於ける減少とに分れて表はれる。

同様に、貸方の或る一つの勘定科目に於ける金額の増加を惹き起す所の金融現象は、同時に、借方の勘定科目の一つまたはそれ以上の科目の金額に於て、同額の増加を惹き起すか、若しくは、貸方の他の勘定科目の一つまたはそれ以上の科目に於て同額の減少を惹き起すか、或はまた、その金額に等しき額に於て、借方科目に於ける

増加と、貸方の他の科目に於ける減少とに分れて表はれるものである。逆に、貸方の或る一つの勘定科目の金額の減少は、借方の科目に於ける同額の減少か、貸方の他の科目に於ける同額の増加か、または、借方科目に於ける減少と貸方の他の科目に於ける増加とに分れて表はれるものである。

如何なる金融現象も、前に述べたる如く、資金の支拂をなすものと、その支拂を受くるものと、この二つの相對應するもの、——その一方若しくは雙方が、單數である場合もあれば、複數である場合もある——間に行はれるのであるから、これを、前掲の表に當て嵌めるならば、その借方貸方いづれかの勘定科目のたゞ一つだけが金額に増加若しくは減少を惹き起して、他の科目に何等の變化を起さずに濟むといふことは、絶対にあり得ない所である。一つの勘定科目に於ける金額の増加若しくは減少は、必ず、他の勘定科目に對して、増加または減少の變化を惹き起す。この變化を辿ることによつて、吾々は、金融の動きを知ることが出来るのである。

また、借方若しくは貸方に於ける或る勘定科目の金額の増加若しくは減少が、貸方若しくは借方に於ける他の科目に及ばず影響は、それが一つの科目に纏つて表はれる場合たると、二つ以上の科目に分割せられて表はれる場合たるとを問はず、金額に於て、必ず、相一致するものであつて、一方の科目に於ける金額の増減が、他方の科目に於て、それよりも大なる金額に於ても、小なる金額に於ても、表はるゝことは絶対にあり得ないのである。

かくの如きことは、極めて明白なる事柄であるけれども、それは、かゝる對照表的なる觀察に於て初めて容易に了解し得る所であつて、單に、空にのみ金融現象の動きを見る場合には、往々、見逃さるゝ所である。金融の解説に於て、屢々、空虚なる資金の累積や減少が想像せられるのは、架空的考へ方より生ずる結論である。

三

これから、金融現象の生起が、銀行勘定の上に表はす所の變化を、例示的に説明して見やう。先づ最も簡單なるものより初めて、次第に複雑なるものに及ぶこととする。

一、(イ) 現金を以て普通銀行に預金したものがあるとすれば、普通銀行の預金勘定と現金勘定とが、その金額だけ共に増加する。(ロ) 現金を以て預金を引出したるときは、この兩勘定共に減少する。

二、(イ) 普通銀行より、現金を以て、貸付を受けたるものがあるとなれば、普通銀行の貸付の増加と現金の減少となつて見はれる。(ロ) 現金を以て貸付の返済に充つるものあるときは、貸付の減少と、現金の増加となる。

三、(イ)(a) 普通銀行が、これらの現金の受入により、その手許現金在高が、支拂準備として必要な額以上に上るときに於ては、これを日本銀行に預け入るゝであらう。然るときは、普通銀行に於ては、現金の減少、預け金の増加となり、日本銀行に於ては、一般預金の増加、兌換券發行高の減少となる。(b) もし、その現金が金貨若しくは補助貨幣なるときは、一般預金の増加と共に金貨若しくはその他現金(補助貨幣)の増加となる。

(ロ) 普通銀行が現金の拂出により、その手許現金在高が減少したるがため、支拂準備としての現金を補充するに必要上、日本銀行より現金を以てその預け金の引出をなすときは、日本銀行に於ては、兌換券發行高の増加、若しくは現金在高の減少と、一般預金の減少となり、普通銀行に於ては、預け金の減少と現金の増加となる。

四、(イ) 普通銀行が、手許餘剰の現金を以て、日本銀行よりの借受金の返済に充てたるときは、日本銀行に於ては、前述の一般預金の増加の代りに貸付金の減少となり、普通銀行に於ては、借入金金の減少、現金の減少と

なる。(ロ) 普通銀行が手許現金を補充するために、日本銀行より貸出を受けたときは、日本銀行に於ては、

三(ロ)の場合の預金の減少の代りに、貸出の増加となり、普通銀行に於ては、借入金増加、現金の増加となる。

五、(イ) 他人より小切手を以て支拂を受けたるものが、それを普通銀行に於ける預金としたる場合に於て、

(a) 小切手の振出人と預金者との取引銀行が同一なるときは、單にその銀行内部に於て、前者の預金の減少が、後者の預金の増加となるに過ぎずして、その銀行の預金總額に増減を見ることはない。但しその場合に於て、小切手を以て預け入れらるゝ預金が、特別當座預金なるか、または定期預金なるときは、その銀行に於て、預金の總額には増減がないけれども、當座預金に於て減少し、特別當座預金若しくは定期預金に於て増加する。

(b) 小切手の振出人と、この小切手を以てする預け入れ人とが、その取引銀行を異にする場合にありては、前者の取引銀行たる甲銀行に於ては、預金の減少となり、後者の取引銀行たる乙銀行に於ては、預金の増加となる。併しながら、この場合に於ては、甲銀行と乙銀行との間の決済は、手形交換所を経て、日本銀行に於ける預け金を媒材として行はれるのであるから、甲銀行に於ては、預金の減少と共に預け金の減少があり、乙銀行に於ては、預金の増加と共に預け金の増加があると共に、日本銀行に於ては、その一般預金の總額には増減がないけれども、甲銀行の預け金の減少と同時に、乙銀行の預け金の増加がある。

(ロ) 小切手を以て預金の引出を受けたる銀行にあつては、(a)その小切手がまた自行の取引先により預金として預け入れられる場合は、前述の(a)の場合に當り、(b)その小切手が他の銀行へ預金として預け入れらるゝ場合には、前述の(b)の場合に外ならぬものである。

六、(イ) 手形の割引を受け、または手形貸付、證書貸付を受けたるものが、その手取金を、一時、預金とする場合に於ては、當該銀行に於て、割引手形、手形貸付または證書貸付の増加と共に預金の増加となる。

(a) かゝる預金が小切手を以て引出され、その小切手の受領者が、これを預金として預け入るゝときには、その預け入れを受くる銀行が、同一の銀行なるか、異なる銀行なるかによつて、前述五の(イ)(1)若しくは(b)に述べたる所の、勘定科目の増減が起る。

従つて、割引、貸付の場合に於ては、銀行全般として見たるとき、必ず、他方に、預金の増加を伴ふものである。

(b) 勿論、割引、貸付を受けたるものが、その手取金を現金を以て受領したるときには、(1)割引、貸付の増加に對應して、預金の増加とはならず、銀行手許現金在高の減少となる。そして、それは、また三の(ロ)に述べたるが如く、日本銀行の勘定科目にも變化を惹き起すことがある。

併しながら、割引、貸付の金額は、通常、僅少の金額ではなく、相當纏りたる多額のものであるから、従て、現金を以てこれを受領しても、彼より支拂を受けたるもの——割引、貸付を受くるものは、支拂の必要に迫らるゝものであるから、その手取金は直ちに支拂に充てられる——例へば、商品の賣手は、かゝる多額の現金を手許に保留することなく、また直ちに、銀行に預け入れる。(2)然る場合に於て、甲の銀行に於ける割引、貸付に對應する所の現金の減少は、乙の銀行に於ては、預金の増加、現金の増加となり、その現金の受入が、支拂準備として必要な額以上に達するときは、また直ちに日本銀行に預け入れられ、三の(イ)の場合の如く、日本銀行の勘定に於て兌換券發行額の減少、若しくは現金在高の増加と、一般預金の増加となる。

従つて、甲銀行が割引、貸付の支拂金に充つるため、先に日本銀行より現金の拂出を受け居りたる場合に於ては、それによる兌換券發行額の増加は、この乙銀行の預け入れによつて、直ちに、減少して、元の通りとなり、日本銀行の勘定科目の變化として残る所は、甲銀行の預け金の減少と乙銀行の預け金の増加であつて、その預け金の全體たる所の一般預金の總額には何等の變化も起らない。すなはち、甲銀行より割引貸付の手取金が、小切手を以て受取られ、これがそのまま乙銀行に預け入れられたる場合と何等異なる所はない。

(ロ) 銀行が割引手形の満期日に至り、その支拂を受くるときは、(a) その支拂が現金を以て行はれたる場合には、割引手形の減少と現金の増加となる。(b) もし手形支拂人の振出したる小切手を以て受け入れたるときは、(1) その支拂人が自行の預金者なるときは、割引手形の減少と預金の減少となつて見はれる。

(2) 割引手形の支拂人が他行の預金者であつて、その小切手を以て支拂を受けたる場合には、五(イ)の(b)に於て述べたる所と同一の経過をとる。

(ハ) 手形貸付、證書貸付を受けたるものが、他人の振出したる小切手を以て、返済したる場合に於ても、その経過は、五(イ)の(b)に述べたる所と同一である。

七、當座貸越勘定の他の勘定との關聯は、手形貸付や證書貸付の場合と同様である、たゞ、當座貸越は、必ず小切手の振出を以て行はれるのであるから、現金勘定との關聯は直接には起らない。併し、その小切手を受領したるものが、銀行に對して、現金の支拂を求めたるときは、三の(ロ)に述べたると同じ経過の變化を惹き起す。

八、(イ)(a) 普通銀行が日本銀行より國債を買入れたる場合にありては、その銀行に於ては、有價證券たる公

債の増加と預け金の減少となり、日本銀行に於ては、公債の減少と一般預金の減少となる。普通銀行の日本銀行に於ける預け金は、その取引先が預金として預け入れたる資金を、また、日本銀行に預けたるものである。いま、普通銀行が公債の買入によつて減少する所のものは、その日本銀行にもつ所の預け金たる一般預金であつて、その銀行が取引先より受けたる預金は、これがため何等減少するものでないことは、更めて言ふまでもない。

(b) 普通銀行が、証券業者より、國債、地方債、社債、外國證券、株式等を買入れたる場合に於ては、(1) その証券業者が自行の取引先なる場合には、これらの証券勘定の増加と共に、預金勘定の増加となる。

(2) その証券業者が、他行の取引先なる場合に於ては、その買入銀行は、自行宛小切手を以て支拂をなすであらうから、その小切手は、証券業者の取引銀行の預金となり、手形交換所を経由して、支拂が請求せらるゝがため、日本銀行に於ける預け金の減少となる。すなはち、この場合にありては、買入銀行に於ては、証券勘定の増加と預け金の減少となり、証券業者の取引銀行に於ては、預金の増加と預け金の増加となり、日本銀行に於ては、一方の銀行の預金増加、他方の銀行の預金減少があるけれども、一般預金の總額には變化はない。

かくの如く、銀行の証券業者よりの有價證券の買入は、その割引手形及び各種貸付の場合と同様に、銀行一般として見たるとき、その預金の増加を來すものであることは、特に注意すべき所である。

(ロ) 銀行が有價證券を賣却する場合は、多くは、証券業者に對してこれをなすのである。従つて、この場合に於ては、(a) その証券業者が、自行の取引先であるならば、証券の減少と預金の減少となる、証券業者は買入証券の代金を、その銀行に於ける自己の預金を以て支拂ふからである。

(b) 證券を買受くる證券業者が他行の取引先であるならば、彼の取引銀行に於ては、預金及び預け金の減少となり、證券賣渡銀行に於ては、證券の減少と預け金の増加となる。この預け金は、いづれも日本銀行に於ける一般預金であるから、この一般預金は、一方の銀行に於て減少し、他方の銀行に於て増加し、結局の増減は起らな
5。

九、(イ) 特別銀行たる日本勸業銀行または日本興業銀行が、勸業債券または興業債券を發行したる場合にありて、その買手が、(a) 現金を以て當該銀行より直接に買入れたとすれば、それらの特別銀行に於ける債券勘定と現金勘定とが増加する。(b) その現金が、買手によつて彼の取引銀行の預金より引出されたるものなるときは、その銀行に於て、一の(ロ)に述べたる勘定科目に於ける増減を伴ふ。

(c) 債券の買手が、證券業者より買入をなし、小切手を以てその支拂をなしたとすれば、買手の預金が證券業者の預金に移ることによつて、五の(イ)(a)(b)に述べたる経過が起る。そして、證券業者は、この場合、やはり小切手を以て債券發行銀行に支拂をなすのであるから、その手数料に當る金額は彼の預金として残り、その他は彼の預金より特別銀行に移される。

(1) この場合、その特別銀行が、普通銀行と預金取引があるならば、やはり五の(イ)(a)(b)に述べたる経過をと
り、甲銀行に於ける證券業者の預金の減少及び預け金の減少、乙銀行に於ける特別銀行の預金の増加、並びに預け金の増加となる。そして、日本銀行に於ける一般預金には變化がない。

(2) 特別銀行が、普通銀行と取引關係なきか、または、普通銀行の預金として残留せしむることを欲せざると

きは、この普通銀行に於ける預金は、直接に、その特別銀行の日本銀行に於ける預け金に移される。すなはち、この場合に於ては、一方に於て甲銀行に於ける證券業者の預金の減少と日本銀行に於ける預け金の減少とがあり、他方、日本銀行に於ては、甲銀行の預金の減少、特別銀行の預金の増加があり、一般預金としては、増減はない。特別銀行が、一應、その取引關係ある乙銀行の預金としたるものを、日本銀行の預け金となしたる場合に於ては、乙銀行の預金及び預け金の減少、日本銀行に於ける乙銀行の預金減少、特別銀行の預金増加となる。

(ロ) 特別銀行が債券の償還をなしたる場合に於て、(a) 直接現金を以て拂出したるときは、債券、現金、兩勘定の減少となる。(b) 償還を受くるものが、取引銀行を通じて、その支拂を受くる場合に於ては、特別銀行と普通銀行との間に、前者の日本銀行に於ける預け金の減少が、後者のその増加となり、前者は、これと共に、債券勘定が減少し、後者は、これと共に預金が増加する。

一〇、(イ) 横濱正金銀行が、外國爲替を買入れたる場合に於ては、(a) その現金または預け金の減少と、借方に於ける外國爲替の増加(または、貸方に於ける外國爲替の減少——以下亦同じ)となる。(b) そしてこの外國爲替買入の資金を豫めコールに仰ぎたるものならば、そのときに、貸方のコールマネと借方の預け金とが増加して居るのであるから、いま、外國爲替買入代金を正金銀行が、自行宛の小切手を以て支拂ふときは、前に増加したる預け金は減少して、結局、貸方コールマネの増加が、借方外國爲替の増加と對應することとなる。

正金銀行にコールを興へるものは普通銀行である。そして、この資金は、普通銀行が自行宛小切手を以て支拂ひ、正金銀行は、それを日本銀行に於ける預け金とするのである。従つて、この場合に於ては、普通銀行に於

て、コールローンの増加と預け金の減少とがあり、それは、日本銀行に於て、一般預金のうち、その普通銀行のものが、正金銀行に移さるゝのである。

(c) 正金銀行が爲替資金をコールに仰ぐことを得ざるときには、日本銀行にこれを需める。然る場合には、日本銀行に於て、一應、外國爲替貸付金の増加と、一般預金の増加となり、正金銀行に於ては、借入金金の増加と預け金の増加となる。正金銀行が、爲替の買入をなすに當りては、この預け金を以て支拂ふ。然る場合に於て、借方外國爲替の増加と預け金の減少となる。それに對應して、日本銀行に於ては、正金銀行の預け金たる一般預金は減少して、普通銀行の預け金たる一般預金が増加する。正金銀行に爲替を賣渡したるものが、その代金を取引關係ある普通銀行の預金とするからである。従つて、普通銀行に於ても、預金の増加と預け金の増加とがある。

(d) 正金銀行が外國爲替を賣渡したる場合に於ては、右と逆の経過が起る。すなはち、(a) 買手が現金を以て支拂ひたるときは、正金銀行に於ては、借方の外國爲替の減少（または貸方の外國爲替の増加——以下亦同じ）と現金の増加、それに次いで現金の減少と日本銀行預け金の増加若しくは借入金金の減少とがあり、日本銀行に於ては、兌換券發行高の減少と一般預金の増加若しくは外國爲替貸付金の減少となり、外國爲替の買手と取引關係ある普通銀行に於ては、預金の減少若しくは貸出の増加と手許現金在高の減少となる。

(b) 買手が小切手を以て支拂ひたる場合に於ては、買手の取引銀行に於て、預金の減少と預け金の減少とがあり、正金銀行に於ては、借方外國爲替の減少と預け金の増加若しくは借入金金の減少とがあり、日本銀行に於ては、一般預金のうち、正金銀行の分の増加若しくは、外國爲替貸付金の減少と、一般預金のうち普通銀行の分の

減少とがある。

(ハ)(a) 外國爲替の賣手が正金銀行自身の取引先なる場合に於ては、正金銀行の勘定に於て、借方外國爲替の増加(若しくは其方外國爲替の減少)と預金の増加若しくは貸付の減少となる。(b) 買手が取引先なる場合には借方外國爲替の減少(若しくは貸方外國爲替の増加)と預金の減少または貸付の増加となる。

一一、日本銀行の營業週報に於て、現金及び地金として發表せられて居る所のは、金貨と補助貨幣と地金銀と外國貨幣とである。この補助貨幣は、右の現金及び地金の内譯に於て「その他」の貨幣として表示せられて居る。従つて、これを「現金及び地金」より控除したものが、金貨地金銀及外國貨幣である。日本銀行兌換券は、日本銀行に戻ると同時に通貨たる性質を失ふ。従つて、日本銀行の現金の中には、兌換券は入つて居ない。前掲表には、「金貨、地金銀及外國貨幣」と「補助貨幣」とは區別して掲載した。日本銀行の金貨及地金の勘定が増加するは、金融緩慢の勢の相當大なることを示唆するものであり、その減少は、逼迫の勢の相當大なることを示唆するものである。日本銀行の金貨及地金は、政府よりの引渡と民間よりの預け入または賣渡とによつて増加する。

(イ)(a) 政府が金地金のまゝで日本銀行に引渡し、または、造幣局に於て金貨に鑄造して、これを引渡したる場合に於ては、この金貨及び地金勘定と、それに對應して、政府預金とが共に増加する。

(b) また民間に於て金を所有するもの、例へば産金業者または金を海外より輸入したるものが、貨幣法第十四條の規定により、造幣局に委嘱して、金貨に鑄造して貰ひ、それを取引關係ある普通銀行の預金とするときは、普通銀行に於て預金とその手許現金とが増加する。(1) その銀行が、この預け入れを受けたる金貨を日本銀行に

預け入るときは、普通銀行に於ては現金の減少と預け金の増加となり、日本銀行に於ては、謂はゆる一般預金の増加と、金貨及地金銀の増加となる。(2) もし普通銀行が、その預け入れを受けたる金貨を以て、日本銀行よりの豫ての借入れ金の返済に充つるときは、普通銀行は手許現金の減少と借入金金の減少となり、日本銀行に於ては、金貨及地金銀の増加と、貸付金の減少となる。

(c) 今日に於ては、日本銀行の金買入値段は、貨幣法に定むる所の價值よりは遙に高い。従つて金地金を所有するものは、金貨に鑄造を依頼すること全くなく、總て、直接關接に、日本銀行に賣渡すこととなる。金地金を日本銀行に賣渡したる場合に於ては、(1) 日本銀行は自行宛の小切手を以て支拂ふ。賣渡人は、この小切手を自己の取引銀行に預け入れる。その銀行は、これを日本銀行に呈示して、その預金とする。従つて、その取引銀行たる普通銀行に於ては、預金の増加と預け金の増加となり、日本銀行に於ては、金地金の増加と一般預金の増加となる。(2) もし金地金の賣渡人が現金を以て支拂を受くることを望むときは、日本銀行に於ては、金地金の増加と共に、一應、兌換券發行高の増加となる。この兌換券が普通銀行に預け入れらるるときは、普通銀行に於ては預金の増加、現金の増加となり、その現金がまた日本銀行に預け入れらるるときは、普通銀行は現金の減少、預け金の増加となり、日本銀行に於ては、兌換券の減少、一般預金の増加となる。従つて、普通銀行も日本銀行も共に、結局、小切手を以て金地金の代金が支拂はれた場合と異なる所がない。

一三、(イ) 政府が公債を發行する場合に於て、これを (a) 一般公募に附するときは、(1) その應募者は普通銀行の預金者であるから、普通銀行に於て預金の減少、預け金の減少となり、日本銀行に於て、一般預金の減

少、政府預金の増加となる。(2) 普通銀行が、この公債に應募したるときは、國債の増加、預け金の減少となり、日本銀行に於ては(1)の場合と同一である。

(b) 日本銀行引受にて公債を發行するときは、日本銀行に於て、公債の増加、政府預金の増加となる。

(c) 政府が支拂をなすときは、小切手を用ゐる。従つて、この支拂があるときは、受領者がこれを取引銀行に預け入れる。(1) 取引銀行はこれを日本銀行に呈示して預金として受取る。この場合に於ては、それゆゑに、普通銀行に於ては預金の増加、預け金の増加となり、日本銀行に於ては、政府預金の減少、一般預金の増加となる。(2) 取引銀行が、政府小切手を以て借受金の返済に充つるときは、日本銀行に於ては、政府預金の減少と貸付金の減少となり、當該銀行に於ては、預金の増加と借用金の減少となる。

(ロ) 政府が公債を償還する場合に、(a) その償還を受くるものが、銀行なるときは、日本銀行に於て、政府預金の減少、一般預金の増加若しくは貸付金の減少となり、當該銀行に於ては、國債の減少と預け金の増加若しくは借用金の減少となる。

(b) 償還を受くるものが、一般民衆なるときは、彼等は普通銀行を経由して償還を受くるのであるから、普通銀行の預金増加と預け金の増加若しくは借用金の減少となり、日本銀行に於ては、政府預金の減少と一般預金の増加若しくは貸付金の減少となる。

一三、(イ) 日本銀行が政府に貸付をなしたるときは、政府一時貸の増加と政府預金の増加となる。

(ロ) その貸付金を公債に振替へたるときは、政府一時貸の減少と公債の増加となる。

一四、租税が、(a) 兌換券を以て納付せられたる場合には、日本銀行に於て、政府預金の増加と兌換券發行高の減少となる。併しながら、この場合の兌換券は、主として普通銀行の預金より引出されたものであるから、一(ロ)の場合の如く、預金の減少、現金の減少となり、それは三(ロ)の場合の如く、日本銀行の一般預金の減少と兌換券發行高の増加を隨伴することとなる。

(b) 租税が銀行小切手を以て納付せられたる場合にあつては、日本銀行に於ては、政府預金の増加、一般預金の減少となり、普通銀行にあつては、預金、預け金共に減少する。

一五、(イ) 普通銀行が、金貨を以て預金を受け入れ、または、日本銀行に對する金地金賣渡の手取金を以てこれを受け入れ、若しくは、政府小切手を以て受け入れたる場合にあつては、前に述べたるが如く、預金と日本銀行に於ける預け金とが増加する。然る場合に於ては、この預け金たる資金を以て割引貸付に充つることも出來、または證券業者より有價證券を買入れることも出來る。

(a) この貸付をなしたる場合に於ては、その資金は借手によつて支拂に充てられる。然るときに、その支拂の受領者は、これを自己の預金とする。この預金は、前に貸付をなしたる銀行に於てこれを受け入れると、他の銀行に於てこれを受け入れるとに拘はらず。また貸付に充つることが出来る。併し、この場合の貸付に當つては、受け入れたる預金に對する支拂準備率に相當する金額は控除して置かねばならぬことと言ふまでもない。そして、この貸付金は、更に他方に於て預金として預け入れられるものなることは、前の場合と同一である。

それゆゑに、銀行に前述の如き預金が預け入れられるときは、その準備率だけを控除して、それが貸付となり、

預金となることを反復繰返し、遂に準備率控除のため、貸付が實際上不可能となるに至るまで、貸付と預金とが發展的に増加することを得るものである。この場合に於ては、六(イ)(a)(i)と五(イ)(i)(b)とが聯鎖的に繼起する。

このことは、貸付に限らず、(b) 銀行が證券業者その他民間より有價證券を買入れたる場合にも同様に起る。前に述べたるが如く、銀行に有價證券を賣渡したるものは、その手取金を預金とするからである。但し、銀行が有價證券を買入れる相手方が、日本銀行なるときは、前述の如き、預金の發展はない。この場合に於ては、その銀行の日本銀行にもつ所の預け金が、買入額だけ消滅するからである。

普通銀行に於ける預金及び貸付の發展的増加は、正金銀行に對する外國爲替賣却手取金を預金するものがある場合にもこれある所である。

(ロ) (a) 普通銀行に於ける預金を兌換券を以て引出し、これを金貨兌換に充て、その金貨を海外に輸送する場合、(b) 正金銀行より外國爲替を買入れ、(c) 若しくは租税納付のために、預金を引出すときは、その引出さるゝ資金は、前述の如く、已に貸付を経由して幾重にも發展的に預金の増加となつて居るものであるから、前の場合とは逆に、預金及び貸出の尠大なる收縮を來すものである。

右に述べたる所を以て、金融現象の生起が銀行勘定の變化に表はるゝ經過と、その態様とを大體説明した。これらの關聯をよく了解するときは、むしろ、銀行勘定の變化より見て金融の推移を察知することを得るのである。それには、前掲、金融の綜合的對照表の各勘定科目に於ける時々の金額の増減に注意し、その關聯的變化を見守ることが、甚だ必要である。